

令和2年2月26日

長久手市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた会議

及び行事等の中止又は延期について

政府新型コロナウイルス感染症対策本部が令和2年2月25日に示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の現時点での対策の目的となっている、「感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える」との内容を鑑み、本市の主催及び共催する会議、行事等について、令和2年3月31日までの期間における実施の判断及び対応の方針は、下記のとおりとする。

記

- 1 参加する人が特定できない会議、行事等については、中止又は令和2年4月1日以降の延期とする。
- 2 参加する人が特定できる会議、行事等についても、感染すると重症化のおそれがある高齢者、基礎疾患保持者、妊婦等が参加するものは、中止又は令和2年4月1日以降の延期を担当課において状況に応じ判断する。
- 3 上記1、2にかかわらず、実施せざるを得ない会議、行事等については、各担当課で判断する。
- 4 会議、行事等を開催する場合は、会場でのアルコール消毒、手洗い、咳エチケット、換気等の感染防止策を行う。